

共済期間について

共済期間は1年とし、責任の始期は、共済掛金(月払の場合は、初回共済掛金)を払い込んだ日の翌日の午前0時からです。

運転者の範囲は

- | | |
|-------------------|-------------------|
| 個人でご契約の場合 | 法人でご契約の場合 |
| ①共済契約者 | ①共済契約者(理事、取締役など) |
| ②共済契約者の同居の親族 | ②共済契約者が雇用する者 |
| ③上記以外の届出運転者(2名まで) | ③上記以外の届出運転者(2名まで) |

個人事業所(屋号記載)契約の場合

- ①共済契約者
- ②共済契約者の同居の親族
- ③共済契約者が雇用する者
- ④上記以外の届出運転者(2名まで)

出資金について

県共済は、中小企業の皆さまのための協同組合です。初めて県共済の共済にご加入いただく場合は、〇〇〇円の出資金をお預かりいたします。

お支払いできない主な場合

1. 事故の原因が、共済契約者(共済契約者が法人であるときは、その理事、取締役もしくはその他の機関にある者としす。)または運転者もしくは被害を受けた者の故意によるとき。
2. 無免許で被共済自動車を運転中に事故を生じたときの共済契約者側の死亡事故共済金、後遺障害事故共済金または入院共済金
3. 酒酔いまたは麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被共済自動車を運転中に事故が生じたときの共済契約者側の死亡事故共済金、後遺障害事故共済金または入院共済金
4. 事故の原因が、戦争、変乱、暴動またはこれらに類似する事変によるとき。
5. 事故の原因が、地震、噴火、台風、洪水、高潮または津波によるとき。
6. 事故の原因が、核燃料物質(使用済燃料を含みます。以下同様)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性によるとき。
7. 当組合は、原因のいかんを問わず、負傷者が頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、共済金を支払いません。
8. 正当な理由なく、事故の通知がなかったとき。

ご契約の際のご注意

1. 告知義務
(ご契約時に取扱組合に重要な事項を申し出てください)共済契約者には共済契約の締結に際し、取扱組合が重要な事項として告知を求めた事項(以下「告知事項」という)にご回答いただく義務(告知義務)があります。告知事項について事実と異なる記載をされた場合には、ご契約を解除させていただくことがあります。また、その場合すでに発生している事故について、共済金をお支払いできないことがあります。この共済では申込書等に★印が付された項目が告知事項となりますので、ご注意ください。
2. 共済契約の無効
共済契約者が共済金を不法に取得する目的、または第三者に不法に共

済金を取得させる目的をもって共済契約を締結した場合は、ご契約は無効となります。

3. 共済掛金領収前に生じた事故
共済掛金口座振替特約などの特定の特約を付帯したご契約の場合を除き、共済期間(共済のご契約期間)が始まった後でも、共済掛金を領収する前に生じた事故については、共済金をお支払いできませんのでご注意ください。

ご契約後のご注意

1. 通知義務
(ご契約後にご契約内容に変更が生じた場合、取扱代理所または取扱組合に連絡していただく義務)
共済契約者には、共済契約の締結後に告知事項のうち一部の事項に変更が生じた場合、遅滞なくご通知いただく義務(通知義務)があります。変更が生じた場合には、ただちに取扱代理所または取扱組合にご通知ください。ご通知がない場合、変更後に生じた事故によるけがについては、共済金が削減されることがあります。この共済では申込書等に★印が付された項目がご通知いただく事項(通知事項)となりますので、ご注意ください。

対物事故共済金特約

1. 事故の原因が、共済契約者(共済契約者が法人であるときは、その理事、取締役もしくはその他の機関にある者としす。)または運転者もしくは被害を受けた者の故意によるとき。
2. 共済契約者が無免許で被共済自動車を運転中に事故が生じたとき。
3. 共済契約者が、酒酔いまたは麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被共済自動車を運転中に事故が生じたとき。
4. 事故の原因が、戦争、変乱、暴動またはこれらに類似する事変によるとき。
5. 事故の原因が、地震、噴火、台風、洪水、高潮または津波によるとき。
6. 正当な理由なく、事故の通知がなかったとき。

車両事故共済金特約

1. 無免許で被共済自動車を運転中に事故が生じたときおよび酒酔いまたは麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被共済自動車を運転中に事故が生じたとき。
2. 被共済自動車に存在する欠陥、摩滅、腐食、錆その他自然の消耗
3. 故障損害(偶然な外来の事故に直接起因しない被共済自動車の電気的または機械的損害)
4. 被共済自動車から取りはずされて車上にない部分品または付属品に生じた損害
5. 付属品のうち被共済自動車に定着されていないものに生じた損害。ただし、被共済自動車の他の部分と同時に損害を被った場合または火災によって損害が生じた場合を除きます。
6. 被共済自動車のタイヤ(チューブを含みます。)に生じた損害。ただし、被共済自動車の他の部分と同時に損害を被った場合または火災もしくは盗難によって損害が生じた場合を除きます。
7. 法令等によって禁止されている改造を行った部分品および付属品に生じた損害

お申し込み手続きは簡単です

1. ご加入の申込は、申込書に車のナンバー等必要事項をご記入とご押印のうえご提出下さい。
2. 掛金と出資金(一口000円)を申込書にそえてご提出下さい。

補償開始はお申込みの翌日からです

ご加入の申込書を組合が受理し、出資金と掛金をお払込みいただいた翌日の午前0時から補償が開始されます。

クーリングオフについて

クーリングオフ(ご契約のお申込みの撤回)は、共済期間が1年以下のものに関しては対象外になります。自動車事故費用共済は、共済期間が1年となっており、クーリングオフの対象外となりますのでご注意ください。

※このパンフレットは自動車事故費用共済の概要を説明したものです。

●お問い合わせ・お申し込みは

共済契約のご加入に際して、ご提供いただく個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律を遵守するとともにその安全管理に努めます。詳しくは「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」を必ずご覧ください。

お取り扱い代理所

自動車事故費用共済

重い加害事故の債務 人身事故にもうひとつの安心

◎補償に関しては、被傷害者が**契約者側か相手側**かによって支払い内容が異なります。

共済契約者側に自動車事故に起因する死亡、後遺障害または入院に係る共済金請求事由が発生したときは中面記載の共済契約所定の共済金額を**全額**払いします。

事故相手側に自動車事故に起因する死亡、後遺障害または入院に係る共済金請求事由が発生したときは以下の条件のとおり共済金を支払います。
①『事故』は契約者側に過失がある『人身事故』であること
②共済契約証書記載の『共済金額』は支払限度額とし、**共済契約者が負担した実費を共済金額の範囲内で補償**します。経済的損失は領収書または証拠書類によって確認された額となります。



もし加害者になってしまったら...

あなたの誠意をカタチに、
福井県共済が応援します。

もしものとき...お手頃な掛金でもうひとつの安心を!

ドライバーのあなた、もしもの時、自動車保険に入っているから安心と思いませんか？
もし、あなたが人身事故を起こしてしまったら...

人身事故で加害者となった場合、お見舞い費用や、香典料など多額の自己負担が必要になる場合があります。相手側に対する道義的責任(誠意)についての補償は自動車保険では必ずしも十分とはいえません。万一のときあなたの経済的負担を幅広くサポートする共済、それが県共済の自動車事故費用共済です。

補償内容(共済金額300万円契約の場合)

すべての共済金は、共済契約者にお支払いします。

	負傷者が	
	契約者側の場合	相手側の場合
死亡共済金 事故の日から180日以内に死亡されたとき(1事故につき)	300万円	共済契約者の経済的負担を補うため 合計 300万円 までの実費を支給 契約者側にも過失のある場合死亡臨時費用共済金(一時金として支給) 30万円
後遺障害共済金 (障害級別による)	12~300万円	算定された額を限度として実費を支給 12~300万円
入通院共済金 365日分または300万円限度	(1人あたり) 入院日額 4,500円 通院日額 2,250円 1事故につき入院、通院合わせて1日最高18,000円	左記の日額により、 合計 300万円 までの実費を支給 契約者側にも過失のある場合入通院臨時費用共済金(一時金として支給)(3日以上通院または入院で、1事故につき) 3万円

特約

対物事故共済金特約 (1事故につき)	30,000円 他人の財物を破損・汚損・滅失させ、その損害額が2万円以上となったとき(1共済期間内に1回)	車両事故共済金特約	30,000円 盗難・自然災害(地震・噴火・津波を除く)などにより3万円以上の被害が生じたとき(1共済期間内に1回)
------------------------------	---	------------------	--

※共済金は、1事故の総合計300万円が限度です。(特約を除く)

あなたが人身事故を起こしたとすると

お見舞いに行くなどして被害者に対する誠意を示さないと、示談交渉はスムーズに運びません。

★示談交渉までにとるべき措置としては、

- 死亡事故の場合は相当の香典を持参して通夜、葬儀に出席し、その後の法事も欠かさぬよう心がけねばなりません。
- 傷害事故の場合は治療費を支払い、お見舞いを十分に行って、誠意のあることを態度で示すことが必要です。

★示談交渉をはじめる時期は、

- 死亡事故の場合は四十九日の法要がすんだころ。
- 傷害事故では重傷の場合で入院していれば退院が間近なころ、軽傷であれば傷が治ったころが一般的です。

必要な費用は

相手方が死亡した場合 相手方が入院した場合

香典 供花料	お見舞いの費用として菓子、果物、生花代、療養雑費、交通費等が必要となります。
葬儀費用	
あなたの喪失利益	
諸費用	

相手への誠意として香典、葬儀費用、お見舞い費用、療養の雑費また契約者自身の喪失利益、交通費などいろいろ自己出費がかさみます。

こんな時こんなお支払いをします。

追突事故を起こして

契

- *相手2名(運転者と同乗者)がそれぞれ10日入院した。
- *相手の車両に20,000円以上の損害があった。
- *自分の車両に30,000円以上の損害があった。(相手)4,500円×10日×2名=90,000円(対物)30,000円(車両事故共済金)30,000円60,000円+90,000円を支払い限度として負担した実費を契約者にお支払い。

自分が追突されて

※全く契約者に過失が無い場合

契

- *自分が20日通院、相手1名(運転手)が死亡した。(自分)2,250円×20日=45,000円 定額払い(相手)お支払いできません計45,000円を契約者にお支払い。

自損事故を起こして

- *電柱やガードレールを壊し20,000円以上の損害があった。
- *自分の車両に30,000円以上の損害があった。(対物)30,000円(車両事故共済金)30,000円60,000円を契約者にお支払い。

出会い頭の事故を起こして

契

- *相手1名(運転者)が30日、自分が20日通院した。
- *相手の車両に20,000円以上の損害があった。
- *自分の車両に30,000円以上の損害があった。(自分)2,250円×20日=45,000円 定額払い(相手)2,250円×30日=67,500円 67,500円を支払い限度として契約者が負担した実費をお支払い。(対物)30,000円(車両事故共済金)30,000円合計105,000円+67,500円を支払い限度として負担した実費を契約者にお支払い。

歩行者を跳ねて死亡事故を起こした

契

- *相手が死亡した。死亡事故共済金として3,000,000円を支払い限度として実費を契約者にお支払い。

契約車両があてにげされた

契

- *あてにげされ自分の車両に30,000円以上の損害があった。(車両事故共済金)30,000円30,000円を契約者にお支払い。

この制度の特色

- 1 万一の自動車事故の場合、共済金は契約者であるあなたにお支払いします。
- 2 お支払いは迅速です。必要な費用...香典供花料、葬儀費用、相手側への誠意を示すお見舞いなどの出費にお役立ていただけます。
- 3 運転者の年齢、性別に関係なく車種ごとに掛金は同じです。
- 4 事業者の場合は、掛金はすべて損金処理ができます。
- 5 共済金は、一度雑収入計上し、支出は企業の経費として支払うことができます。
- 6 剰余金は、利用分量配当などで契約者に還元されます。

車種別共済掛金

車種	共済金額		300万円		200万円		100万円	
	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払
自家用乗用自動車	9,000円	900円	6,000円	600円	3,000円	300円		
自家用軽乗用自動車	4,500円	450円	3,000円	300円	1,500円	150円		
自家用普通貨物自動車(2t超)	16,500円	1,650円	11,000円	1,100円	5,500円	550円		
自家用普通貨物自動車(2t以下)	13,500円	1,350円	9,000円	900円	4,500円	450円		
自家用小型貨物自動車	9,000円	900円	6,000円	600円	3,000円	300円		
自家用軽貨物自動車	4,500円	450円	3,000円	300円	1,500円	150円		

特約

●対物事故共済金特約

主契約共済金額	特約共済金額	共済掛金	
		年払	月払
300万円	3万円	1,000円	100円
200万円	2万円	680円	70円
100万円	1万円	340円	40円

●車両事故共済金特約

主契約共済金額	特約共済金額	共済掛金	
		年払	月払
300万円	3万円	2,100円	210円
200万円	2万円	1,400円	140円
100万円	1万円	700円	70円